



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田2-3-18-24 電話 00180-4-75788
TEL: 03-6302-1919 FAX: 03-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone: 81-3-6302-1919 Fax: 81-3-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

首相と閣僚は伊勢神宮参拝をしないでください

内閣総理大臣

菅義偉様

前政権では、新年の仕事始めに首相や閣僚らが伊勢神宮に参拝し、その直後に伊勢神宮敷地内の神宮司庁において、政府の年頭の記者会見を行うことを継続して来ました。これらの行為は日本政府と一宗教法人である伊勢神宮とが特別な関係にあるかのような印象を与え、参拝が内閣にとって必須なものであると国民に思わせる行為です。これは、日本国憲法第20条3項の政教分離原則に反します。そのため、私たち日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会は、これまでも参拝しないよう要請してきました。菅政権は、こうした憲法違反の悪しき前例に倣うことなく、年頭の伊勢神宮参拝を行わないよう強く求めます。

伊勢神宮は、1869年の明治天皇の参拝から1945年の敗戦まで、国家神道の中心的存在でした。政府が宗教を利用し、国民の思想を統制した国家神道体制の負の歴史を背景に持つ宗教施設です。戦後、伊勢神宮は、全国に8万といわれる神社を包括する宗教法人神社本庁の「本宗」に位置しています。政府と特定の宗教との関わりを禁じる政教分離原則は、国家神道体制の再現を防ぐためのものであり、それを無視することは厳に戒められるべきです。

私たち日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会は、これらの憲法違反が継続して行われている現状を深く憂慮し、菅政権においては憲法を遵守し、年頭の伊勢神宮参拝を行わないよう切に求めます。

2020年12月10日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会
委員長 星出卓也